

こんにちは！保護課です

保護課のお仕事は？

- 生活保護に関する業務を行っています。
- 生活保護は、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、「自立」した生活が送れるように、必要な援助をすることを目的とした制度です。
- ここでいう、「自立」とは、就労などによる「経済的自立」だけでなく、生活保護を利用しながら、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことができる「日常生活自立」や社会的なつながりを回復・維持するなどの「社会的自立」を含み、生活保護を受給している人の自立を支援しています。



どんな組織で何を担当しているの？

保護課は、保護係（第1～5係）、面接担当、管理係で構成されています。

保護係（第1～5係）、面接担当（☎044-856-3241）

- 1 面接相談
生活保護の相談、他に利用できる制度など説明
- 2 生活保護の実施
生活状況調査、さまざまな扶助の認定、生活保護を受ける人の自立支援

管理係（☎044-856-3232）

- 1 扶助費（生活保護費）給付
生活扶助・住宅扶助・教育扶助などの扶助費の給付



窓口にはどんな人が来るの？

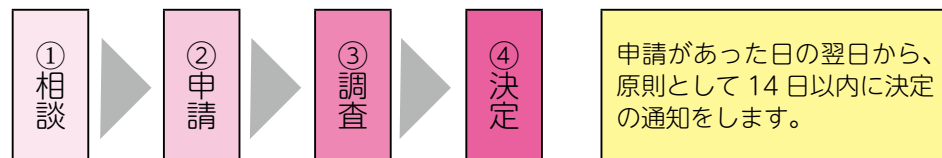
これから生活保護を受けたい人

〔2階 11番窓口〕

〔担当：面接担当〕

家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった人が、生活保護の相談や申請に来ています。

<申請から決定までの流れ>



- ①生活にお困りの場合は、住まいを管轄する福祉事務所にご相談ください。生活保護の申請に至らない場合でも、相談の内容によっては別の制度や他のさまざまな施策の活用について説明を行います。
- ②申請書に必要な事項を記入の上、本人が扶養義務者または一緒に暮らしている親族の人が保護課窓口申請書をお持ちください。
- ③申請されると、福祉事務所（＝保護課）のケースワーカーが生活状況などを把握するためにお住まいや入院先の病院などを訪問し、預貯金・保険・不動産等の資産調査、扶養義務者による扶養（仕送り等の援助）の可否などを調査します。
- ④調査結果をもとに、保護が受けられる（開始）か受けられない（却下）かを決定し、文書でお知らせします。

既に生活保護を受けている人

〔2階 11番窓口〕

〔担当：保護係〕

生活保護を受給している人が、収入の申告のために来たり、病院へ受診するために、医療券の発行や、通院などにかかる交通費の申請の手続きなどのために来ています。

お困りの際は、ためらわず相談してください。



ある日の相談から…

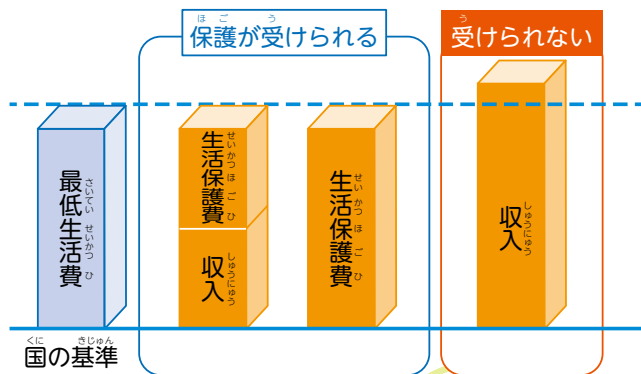
〔生活保護を受けたい人から〕

どのようなときに、生活保護を受けられるの？

生活保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことのできない人の生活を保障するものです。まず、保護を必要とする人の年齢、世帯構成別、所在地域別などのほか、健康状態などによる個人または世帯の需要に応じて、国の定める基準（生活保護基準）により「最低生活費」を計算します。次に、年金、仕送り、資産活用等による収入から、これらの収入を得るのに必要な経費を差し引いた「収入認定額」を計算し、その世帯の収入が最低生活費を下回った場合に生活保護が受けられます。生活保護費は、原則として、毎月月上旬に指定された口座に振り込まれるか、福祉事務所で支給されます。

要件を満たせば、困りごとの理由に関わらず、平等に生活保護を受けることができます*。また、正当な理由なく、生活保護費の減少や生活保護を受けられなくなるようなことはありません。*暴力団員は、生活保護を受けられません。

〔担当：面接担当〕



〔既に生活保護を受けている人から〕

医療機関を受診したいとき、どうすればいい？

病院への受診が必要になった場合は、事前に「傷病届」を福祉事務所（＝保護課）に提出し、福祉事務所で発行した「医療券」を医療機関に提出してください。病院に行くときは、必ず、「生活保護法指定の医療機関」で受診するようにしてください。

急病などで福祉事務所に来ることができないときは、電話で相談してください。

〔担当：保護係〕

保護課の職員は、どんな仕事をしているの？

●生活保護受給者への訪問調査や生活保護費の決定

〔担当：保護係／一般事務職・社会福祉職〕

保護第1係～5係は、それぞれに担当エリアが決められており、そのエリアを担当するケースワーカーがいます。訪問調査では、受給者のお宅等に訪問し、生活状況の確認を行います。生活で困っていることなどの聞き取りや、自立に向けた支援を行っています。

受給者が通院・入院している医療機関、入居施設などにも職員が訪問する場合があります。

支援検討会議では、収入や生活状況を踏まえ、受給者の今後の対応を検討します。収入、世帯状況などに応じた、生活保護費の計算を行い、支給額を決定しています。



ある職員の日

- 8:30 窓口相談など
- 9:00 受給者が入所している施設や入院している病院を訪問
- 12:00 昼休み
- 13:00 受給者の自立支援に向けた関係者の打合せ
- 15:00 受給世帯を訪問
- 16:00 学習支援担当ミーティング

●生活保護費の振込 〔担当：管理係／一般事務職〕

生活保護を受給している人や病院などの事業者に対し、ケースワーカーが決定した生活保護費を振り込む手続きを行っています。

生活保護を受けている世帯の 高校生のアルバイト代の扱い

高校生がアルバイト代を「修学旅行積立金」、「クラブ活動費」、「自動車運転免許の取得費用」、「大学入学料など」にあてる場合は、必要最低限度額を収入認定の対象から除くことができます。働く前に承認が必要のため、事前にご相談ください。

学習支援教室や進学・就職の支援

生活保護受給世帯やひとり親世帯の小学3～6年生、中学生の希望者に学習支援教室を開いています。

また、生活保護受給世帯のお子さんの進学・就職も支援していますので、担当ケースワーカーへご相談ください。